

国立大学法人岩手大学理事の業務分担について

令和6年3月29日学長裁定

国立大学法人岩手大学理事に関する規則第2条第2項の規定に基づき、国立大学法人岩手大学理事の業務分担について、次のように定める。

役 職 名	業務分担
理事（総務・戦略企画担当）	総務に関すること。 内部統制に関すること。 企画に関すること。 評価に関すること。 その他学長が特に命ずる事項に関すること。
理事（教育・学生担当）	教育に関すること。 学生に関すること。 その他学長が特に命ずる事項に関すること。
理事（研究・地域連携担当）	研究に関すること。 産学連携に関すること。 地域創生に関すること。 その他学長が特に命ずる事項に関すること。
理事（経営戦略・DX推進担当）	経営戦略に関すること。 DX推進に関すること。 その他学長が特に命ずる事項に関すること。
理事（経営企画担当）	経営企画に関すること。 その他学長が特に命ずる事項に関すること。

附 則

この学長裁定は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この学長裁定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この学長裁定は、令和6年4月1日から施行する。